漁港・漁場・海岸の施設の設計にかかる相談事例

分類項目	地震力
相談タイトル	海岸事業における地震動の設定について
相談者	岡山県

相談内容

漁港海岸において海岸保全施設整備を進めるにあたり、[海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月)]に倣い、レベル1地震動の設定のために常時微動観測を実施し、サイト特性を設定する必要はあるか。また、常時微動観測を行わずに地震動を設定する方法はあるか。

相談会の結果 (メール協議: R5.9.6 回答)

水産技術研究所から以下のアドバイスを行った。

- 漁港海岸において海岸保全施設整備を行う場合、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説(以下、海岸基準)」と併せて「漁港海岸事業設計の手引き(以下、漁港海岸手引き)」が参照される。漁港海岸手引きでは海岸基準に記載のある、常時微動観測を伴うサイト特性を考慮した手法の記載はなく、「震度法」が標準的な性能照査手法として記載されている。震度法は全国を5つの地域に分類し、施設箇所の地盤種別と重要度に応じて「設計震度」を設定するもので、対象地点での観測・計測は不要なものとなっている。より具体的な解説や設計例が水産庁により整理され、「漁港海岸保全施設の耐震性能設計のガイドライン(案)」として水産庁 HP に掲載されている。
- サイト特性を設定する場合で、かつ常時微動観測を行わない場合、経験的に設定する方法があるが、上記回答を踏まえて震度法を用いる場合では不要な情報となる。

相談会後の検討状況

注意)本資料は設計相談会の事例を示すダイジェスト版です。実際の協議では箇所名や 詳細なデータを挙げたうえで、より具体的な相談を行っています。